

■資料1 鳥取県立博物館現状・課題検討委員会運営要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取県立博物館現状・課題検討委員会（以下「検討委員会」という。）に関し必要な事項を定めるものである。

(調査審議する事項)

第2条 検討委員会は、鳥取県附属機関条例（平成25年鳥取県条例第53号。以下「条例」という。）第2条第3項及び第4項の規定に基づく告示（平成26年鳥取県教育委員会告示第20号）で定める事項を調査審議するものとし、その具体的な内容は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 鳥取県立博物館（以下「博物館」という。）の現状やこれまでの取組みの点検・検証に関する事項
- (2) 今後の博物館に望まれる機能や活動の方向に関する事項
- (3) 第1号及び前号に掲げる事項を踏まえて整理された課題への対応策に関する事項

(組織)

第3条 検討委員会の委員（以下単に「委員」という。）は12人以内とし、別表に掲げる者をもって組織する。

(任期)

第4条 委員の任期は、平成26年6月27日から平成27年3月31日までとする。

(会長)

第5条 検討委員会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 会長に事故あるときは、あらかじめ会長が指名する委員が、その職務を代行する。

(会議)

第6条 検討委員会の会議は、博物館長が招集し、会長が議長となる。

2 検討委員会の議事は、条例第5条第2項に定めるところにより決するほか、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(その他)

第7条 この要綱で定めるもののほか、検討委員会の運営に関し必要な事項は、検討委員会が定める。

附 則

この要綱は、平成26年8月7日から施行し、平成27年3月31日限り廃止する。

別表（第3条関係）

氏 名	役 職 等
林田 英樹	元文化庁長官、元国立科学博物館長、元国立新美術館長
半田 昌之	日本博物館協会専務理事、たばこと塩の博物館学芸部長
藪本 美孝	北九州市立自然史・歴史博物館自然史担当係長
小泉 凡	島根県立大学短期大学部教授
水沢 勉	神奈川県立近代美術館館長、元県立博物館美術品収集評価委員
衣笠 幸雄	(株)TBSサービス社長、元TBS常務取締役
松本 一夫	鳥取県公民館連合会理事、境港市渡公民館長
横山 薫	鳥取県PTA協議会ブロック理事
北村 順子	鳥取市立宝木小学校校長
竹上 順子	米子商工会議所女性会理事、(株)インタープロス代表取締役
藤井 美紗子	鳥取県観光連盟理事、鳥取県旅館組合おかみの会会長
本城 美佐子	鳥取県文化団体連合会、鳥取県演劇連盟会長

■資料2 第1～6回鳥取県立博物館現状・課題検討委員会の概要について

第1回鳥取県立博物館現状・課題検討委員会の概要について

1 日時

平成26年8月7日（木）午後1時15分から午後3時40分まで

館内視察：午後1時15分から午後2時30分まで

会議：午後2時35分から午後3時40分まで（傍聴者との意見交換を含む。）

2 場所 鳥取県立博物館 会議室

3 出席者 9名出席（定員：12名）

4 会議概要

○これまでの経緯及び今後の進め方について説明

（説明の留意点）

- ・従来の経緯もあり特定地域への美術館建設を要望する向きもあるが、何を建設すべきか決めてはいない。現在地での3分野（自然、人文、美術）存続は困難だとしても、自然科学館や歴史民族館を独立させる方が良いかもしれない。博物館に求められる方向性や県民のニーズを踏まえ、どうするのが良いか、白紙で一から検討してほしい。
- ・本委員会では、博物館の抱える課題への対応策を整理して、メリット、デメリットや所要費用を明らかにした選択肢を幾つか提示していただきたい。本委員会でそれを一つに絞り込むようなことは難しいと思う。

○現状の分析・点検の方法について説明

（主な意見）

- ・文科省の委託により日本博物館協会が作成した博物館自己点検システムは、「対話と連携」による博物館づくりに極めて有効だと思うので、是非活用してほしい。
- ・収蔵品は今後も増え続けると思うが、受入れ上限等についてガイドライン、ルール等はあるか。
⇒受入れ時に学術的に価値あるもの等に絞り込んでいる。そのように価値ある物を保管し続け、次代に引き継いでいくのが博物館の使命であり、収蔵品が増え続けるのは永遠の課題なので、収蔵庫を増設する余地等も考えておく必要がある。
- ・資料の収集保管とその調査研究は密接に関連するので、両機能を担う場所は近接している方が良い。その辺は、評価項目に入っているか。
⇒原案にはないので、追加したい。
- ・今まで観光客に博物館を紹介することになかったが、貴重な資料が所蔵されているので、それらが全て展示できるような広い博物館が中部にできれば、皆さんを案内したい。観光拠点になると思う。

第2回鳥取県立博物館現状・課題検討委員会の概要について

1 日 時 平成26年9月11日（木）午後1時30分から午後4時35分まで

2 場 所 鳥取県立博物館 会議室

3 出席者 10名出席（定員：12名）

4 会議概要

(1) 審議事項

- 博物館実施の自己点検結果の報告
- 各委員の点検結果に基づく質疑・意見交換
- 委員会としての点検結果のとりまとめ

(2) 主な意見

ア 点検結果について

○点検項目A02（館の使命）

- ・現在のミッションは具体性に欠ける。博物館の存在意義が分かる内容にすべきである。

→自己評価『○』を委員会として『×』に変更

〔 現在のミッション：鳥取の自然、歴史、民俗、美術等について、展示、講演、体験活動などにより、県民が楽しく学び、感動を覚えるような「魅力ある県立博物館」づくりを推進します。 〕

○点検項目A10（外部評価の実施）

- ・総論としての評価ではなく、館として評価すべき項目を設定しチェックすべきである。

→自己評価『○』を委員会として『×』に変更

○点検項目C04（観覧者数の目標）

- ・常設展示にまで目標を設ける必要はないのではないか。
- ・常設展示は、館の基本的活動（収集、研究）の成果を表すものであり、目標を設けるべきである。

→自己評価『×』を委員会としても採択

○点検項目B追2（学生等の利用促進）

- ・児童・生徒や引率者等の入館料無料措置は、利用の促進に直接的につながらない。

→自己評価『○』を委員会として『×』に変更

イ 項目の追加について

委員から独自項目の追加について提案があり、次のとおり項目を追加することとした。

- ・資料の収集、整理を行うアーキビストの配置
- ・作家の資料を収集、整理するアーカイヴ機能の充実
- ・新たな分野のニーズへの対応（理工系科学技術、ポップカルチャー等）

第3回鳥取県立博物館現状・課題検討委員会の概要について

1 日 時 平成26年10月27日（月）午後2時から午後3時15分まで

2 場 所 鳥取県立倉吉未来中心 セミナールーム1

3 出席者 9名出席（定員：12名）

4 会議概要

（1）審議事項

○現状点検結果に基づく課題整理について

前回（第2回）委員会できりとまとめられた現状の分析・点検結果において、課題とされた内容を整理。

（2）現状点検結果に基づく課題整理についての主な意見

○「県民との連携・地域とへの貢献」について

①「県民との連携・地域への貢献」が一番大切なところで、その手段として、「戦略的な運営体制の整備」がある。従って「戦略的な運営体制の整備」は後ろに持っていくべき。

②次のような考え方を強調しておくべき。

・地域の発展に貢献するためには、地域に限らず、国そして世界に向けて発信していくという大きなフレームの中で、県博の位置や在り方を考えていくことが必要になる。その上で、県民と県、地域の活性化との関係を考えるべきである。

・人と物、人と人、過去と未来、地域の内と外などをつなぐ結末点として、博物館は機能すべきである。

・この先、修繕であれ新設であれ多額の財政投資が必要となる中で、県民の理解を得て、県民の役に立ち県民の宝物と言える博物館にならなくてはならない。

→いただいた御意見を踏まえて修正する。

○「多様なニーズに対応した基本業務の展開」について

①従前のバリアフリーは、車椅子の動線確保が優先であったが、これからのバリアフリーは、目、耳の不自由な方や日本語の分からない外国人の方への対応、健常者も五感を使って感じることのできる作品展示など幅広い意味で考えていくことが必要である。

②従来型の美術館であっても、幅広い分野にわたり、多様な芸術文化活動ができるようにしていくべきである。

→今後、対策を考えていく段階で、意見を反映したい。

第4回鳥取県立博物館現状・課題検討委員会の概要について

1 日 時 平成26年12月19日（金）午後1時30分から午後3時45分まで

2 場 所 米子コンベンションセンター 第6会議室

3 出席者 9名出席（定員：12名）

4 会議概要

(1) 審議事項

○先進施設（三重県総合博物館等12館）視察の報告について

○鳥取県立博物館が抱える課題の整理について

○鳥取県立博物館が抱える課題への対応について

(2) 主な意見

○先進施設視察の報告について

- ・新しい施設を作ることについて、県民目線で何が求められているかを把握することが大切である。
- ・館としての明確なポリシーを掲げ、コスト意識を持った運営を行うことが重要である。
- ・常設展示では、何度も展示を替える等によりリピーターを引きつける工夫をしていたり、地域の人による支援グループがあり地域に根付いた館の運営を行っていたり、参考になった。

○鳥取県立博物館が抱える課題の整理について

- ・前回（第3回）委員会での意見を反映させた修正案について、概ね了解をいただいた。

○鳥取県立博物館が抱える課題への対応について

- ・「3 戦略的な運営体制の整備方策」について、館のマネジメント（運営・経営）や館長の役割の重要性の部分が少し弱いように思うので、内容を充実させて前文に明記してはどうか。
- ・キーワードの1つとして『子ども』があると思う。子どもの興味をどう取り込むかがとても大切で、学校との連携にもつながる。
- ・米子や境港の西部の人からすると鳥取は遠く感じるので、例えば学校の行事で博物館の見学を入れる等の働きかけが必要ではないかと感じた。
→いただいた御意見を踏まえて修正する。
- ・県立博物館は何を考え、どのように発信し行動するのかという、企業で言えば、経営方針や中期計画が、具体的な形で示すことが必要。
→現段階で最終的なものを示すのは困難（後は、基本計画等で対応）。
- ・市町村の博物館等との連携・統合は、今後の県立博物館のあるべき姿として注目している。
- ・現在の県立博物館が多くの県民にとって身近なものと言えないのは、これらの課題が解決されてきてないのが原因ではないか。
- ・大学と博物館との連携で、学芸員が授業をする事例もあり、地元大学等との連携や県民連携講座等の拡大は大切。

第5回鳥取県立博物館現状・課題検討委員会の概要について

1 日 時 平成27年2月2日(月)午後1時30分から午後3時35分まで

2 場 所 鳥取県立博物館 2階 会議室

3 出席者 7名出席(定員:12名)

4 会議概要

(1) 審議事項

○鳥取県立博物館が抱える課題への対応等について

○新たな施設整備の方策について

(2) 概要及び主な意見等

○鳥取県立博物館が抱える課題への対応等について

- ・「鳥取県立博物館が抱える課題の整理(案)」及び「鳥取県立博物館が抱える課題への対応(案)」(以下、「課題対応案」という。)について、前回からの修正箇所を説明し、了解をいただき、委員会としての案が確認された。

○新たな施設整備の方策について

- ・「課題対応案」の「3分野における課題対応」の表の「収蔵庫の必要な広さ」について、現在保管している資料についてのものか、将来増える分も見込んでのものなのか分かるように記載すべき。
 - 現在の資料についてのものであり、県博の収蔵資料等の状況に係る資料を追加提出して説明。記載も修正する。
- ・「課題対応案」の「3分野における課題対応」の表の「老朽化対応」について、自然分野の資料も植物標本などは雨漏り等により深刻な被害を受けるので「◎」にすべき。
 - 「◎」に修正する。
- ・「滋賀県立琵琶湖博物館」は、陸上アクセスは悪いが、観光船等もあり、入館者数は多い。これは琵琶湖観光の一環になっているため、来館者を増やすという点で観光地への立地は有意義。
- ・歴史・民俗分野を移転するのは、メリットがなく、デメリットが大きいと思う。また、自然分野が移転する場合、市街地へ移転するのはあまり意味がないと思う。
- ・新施設は災害時の文化財等保全・修復の全県的な拠点として機能すべきであり、その点も言及すべき。
- ・フィールドミュージアムという、その土地の歴史・風土・文化そのものを博物館資料に見立て、それらの在る地域全体を博物館に見立てる住民主体型活動も広がりつつある。ミュージアムパーク茨城県自然博物館なども、野外施設をうまく活用している。
- ・資料3は、1分野を出して2分野を残す選択肢だが、2分野を出して1分野を残す選択肢を入れてはどうか。
 - 選択肢が多すぎると混乱するので、基本パターンとして、1分野が出て2分野を残す選択肢3つとした。2分野を出して1分野を残す選択肢は、基本パターンを逆にして考えて貰えればと思う。
- ・現施設の立地の良さ、利点を強調し、現施設は活用していくべき。
- ・現施設の修繕では、駐車場を増やす等出来ないこともあるのではないかと。
 - 緑地の一部を駐車スペースに転用することが出来るかもしれない。十分ではないかもしれないが可能な範囲で対策を検討していく。

第6回鳥取県立博物館現状・課題検討委員会の概要について

1 日 時 平成27年3月23日（月）午後1時30分から午後2時30分まで

2 場 所 鳥取県立博物館 2階 会議室

3 出席者 8名出席（定員：12名）

4 会議概要

（1）審議事項

- ・鳥取県立博物館現状・課題検討結果報告書（案）について

（2）概要及び主な意見等

- ・鳥取県立博物館の今後の施設整備のあり方に関するアンケート結果については、あくまで参考に止め、報告書には盛り込まない。
- ・劣化状況調査の結果については、改修したことが無駄にならないように一番最良の方法をとるべきである。
- ・前回の美術館構想のときには、県民の支持や内容検討が不十分として、凍結された経緯があることから、県民の意見をよく聞き、本報告書を県民の議論を深めるたたき台としてほしい。
- ・とりまとめた報告書を4月上旬に林田会長から山本教育長に委員会の提言として手渡すこととする。

■資料3 博物館自己点検システムについて

[博物館評価、自己点検システムについて]

- ・平成 21 年に文部科学省が日本博物館協会に委託した「博物館評価制度等の構築に関する調査研究」に基づいて、博物館の活動に対して 8 分野 110 項目にわたる評価基準（ベンチマーク）が設定された。
- ・この調査は登録博物館、博物館相当施設、その他の主要博物館 1,498 館に対して行ったアンケートへの回答(1,044 館、回答率 69.7%)に基づいており、総合博物館、自然博物館、歴史博物館、美術館といった多様な館種、大規模館から小規模館までさまざまな規模の博物館を網羅している。
- ・これらの評価基準に基づいて、博物館の職員が主体となった評価（内部評価）と外部者による評価（外部評価）を行い、それらの評価の集計・分析を通じて、博物館の今後の方向について検証する作業が必要とされる。

[いかに自己評価を進めるか]

- ・この調査の結果が掲出された文部科学省のホームページから入ることが可能な「自己点検システム WEB 版」を用いて自館の現状についてチェックすることができる。チェックの結果はレーダーチャートとして示され、自館の特徴や課題が明らかとなる。またこの結果を他の博物館全体、あるいは類似した館と比較対照することも可能である。

[評価の方法]

- ・それぞれの項目について、自館への適否を分析し、「あてはまる」場合、チェックする。
- ・自館を比較対照する相手として、博物館全体のほか、館種別、設置者別、規模別に自館に相当する施設を指定する。
- ・チェックの結果に基づいて、上記の 4 つの比較対照別にレーダーチャートが示される。その際には比較対照別に平均値、偏差値も示され、それぞれに比較することが可能となっている。

[評価にあたっての留意点]

- ・レーダーチャートにおけるチャートの形、平均的チャートとの比較によって、それぞれの館の特性、どのような分野に力を入れているかが明らかとなる。
- ・博物館は多様であるから、チャートがへこんでいること、平均値を下回ることが必ずしも館の欠点を示すものではない。しかしそのような分野に館の弱点や課題が隠れている可能性は大きく、この点を念頭に職員が自館のあり方を見直し、認識の共有をはかる「自己点検」のプロセスが重要である。
- ・チャートを確認することで、自己点検が終わるのではない。このシステムはあくまでも「支援ツール」であり、チャートをもとに自館の課題、解決すべき問題の優先順位や方策を考え、時に外部も交えて、館全体として自己点検の作業を進めることが必要である。

■資料4 博物館の設置及び運営上の望ましい基準

(平成23年12月20日 文部科学省告示第165号)

(趣旨)

第一条 この基準は、博物館法（昭和二十六年法律第二百八十五号）第八条の規定に基づく博物館の設置及び運営上の望ましい基準であり、博物館の健全な発達を図ることを目的とする。

2 博物館は、この基準に基づき、博物館の水準の維持及び向上を図り、もって教育、学術及び文化の発展並びに地域の活性化に貢献するよう努めるものとする。

(博物館の設置等)

第二条 都道府県は、博物館を設置し、歴史、芸術、民俗、産業、自然科学等多様な分野にわたる資料（電磁的記録を含む。以下同じ。）を扱うよう努めるものとする。

2 市（特別区を含む。以下同じ。）町村は、その規模及び能力に応じて、単独で又は他の市町村と共同して、博物館を設置するよう努めるものとする。

3 博物館の設置者が、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項の規定により同項に規定する指定管理者に当該博物館の管理を行わせる場合その他当該博物館の管理を他の者に行わせる場合には、これらの設置者及び管理者は相互の緊密な連携の下に、当該博物館の事業の継続的かつ安定的な実施の確保、事業の水準の維持及び向上を図りながら、この基準に定められた事項の実施に努めるものとする。

(基本的運営方針及び事業計画)

第三条 博物館は、その設置の目的を踏まえ、資料の収集・保管・展示、調査研究、教育普及活動等の実施に関する基本的な運営の方針（以下「基本的運営方針」という。）を策定し、公表するよう努めるものとする。

2 博物館は、基本的運営方針を踏まえ、事業年度ごとに、その事業年度の事業計画を策定し、公表するよう努めるものとする。

3 博物館は、基本的運営方針及び前項の事業計画の策定に当たっては、利用者及び地域住民の要望並びに社会の要請に十分留意するものとする。

(運営の状況に関する点検及び評価等)

第四条 博物館は、基本的運営方針に基づいた運営がなされることを確保し、その事業の水準の向上を図るため、各年度の事業計画の達成状況その他の運営の状況について、自ら点検及び評価を行うよう努めるものとする。

2 博物館は、前項の点検及び評価のほか、当該博物館の運営体制の整備の状況に応じ、博物館協議会の活用その他の方法により、学校教育又は社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者、当該博物館の事業に関して学識経験のある者、当該博物館の利用者、地域住民その他の者による評価を行うよう努めるものとする。

3 博物館は、前二項の点検及び評価の結果に基づき、当該博物館の運営の改善を図るため必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

- 4 博物館は、第一項及び第二項の点検及び評価の結果並びに前項の措置の内容について、インターネットその他の高度情報通信ネットワーク（以下「インターネット等」という。）を活用すること等により、積極的に公表するよう努めるものとする。

（資料の収集、保管、展示等）

第五条 博物館は、実物、標本、文献、図表、フィルム、レコード等の資料（以下「実物等資料」という。）について、その所在等の調査研究を行い、当該実物等資料に係る学術研究の状況、地域における当該実物等資料の所在状況及び当該実物等資料の展示上の効果等を考慮して、基本的運営方針に基づき、必要な数を体系的に収集し、保管（育成及び現地保存を含む。以下同じ。）し、及び展示するものとする。

- 2 博物館は、実物等資料について、その収集若しくは保管が困難な場合、その展示のために教育的配慮が必要な場合又はその館外への貸出し若しくは持出しが困難な場合には、必要に応じて、実物等資料を複製、模造若しくは模写した資料又は実物等資料に係る模型（以下「複製等資料」という。）を収集し、又は製作し、当該博物館の内外で活用するものとする。その際、著作権法（昭和四十五年法律第四十八号）その他の法令に規定する権利を侵害することのないよう留意するものとする。

- 3 博物館は、実物等資料及び複製等資料（以下「博物館資料」という。）に関する図書、文献、調査資料その他必要な資料（以下「図書等」という。）の収集、保管及び活用に努めるものとする。

- 4 博物館は、その所蔵する博物館資料の補修及び更新等に努めるものとする。

- 5 博物館は、当該博物館の適切な管理及び運営のため、その所蔵する博物館資料及び図書等に関する情報の体系的な整理に努めるものとする。

- 6 博物館は、当該博物館が休止又は廃止となる場合には、その所蔵する博物館資料及び図書等を他の博物館に譲渡すること等により、当該博物館資料及び図書等が適切に保管、活用されるよう努めるものとする。

（展示方法等）

第六条 博物館は、基本的運営方針に基づき、その所蔵する博物館資料による常設的な展示を行い、又は特定の主題に基づき、その所蔵する博物館資料若しくは臨時に他の博物館等から借り受けた博物館資料による特別の展示を行うものとする。

- 2 博物館は、博物館資料を展示するに当たっては、当該博物館の実施する事業及び関連する学術研究等に対する利用者の関心を深め、当該博物館資料に関する知識の啓発に資するため、次に掲げる事項に留意するものとする。

一 確実な情報及び研究に基づく正確な資料を用いること。

二 展示の効果を上げるため、博物館資料の特性に応じた展示方法を工夫し、図書等又は音声、映像等を活用すること。

三 前項の常設的な展示について、必要に応じて、計画的な展示の更新を行うこと。

(調査研究)

第七条 博物館は、博物館資料の収集、保管及び展示等の活動を効果的に行うため、単独で又は他の博物館、研究機関等と共同すること等により、基本的運営方針に基づき、博物館資料に関する専門的、技術的な調査研究並びに博物館資料の保管及び展示等の方法に関する技術的研究その他の調査研究を行うよう努めるものとする。

(学習機会の提供等)

第八条 博物館は、利用者の学習活動又は調査研究に資するため、次に掲げる業務を実施するものとする。

- 一 博物館資料に関する各種の講演会、研究会、説明会等（児童又は生徒を対象として体験活動その他の学習活動を行わせる催しを含む。以下「講演会等」という。）の開催、館外巡回展示の実施等の方法により学習機会を提供すること。
- 二 学校教育及び社会教育における博物館資料の利用その他博物館の利用に関し、学校の教職員及び社会教育指導者に対して適切な利用方法に関する助言その他の協力を行うこと。
- 三 利用者からの求めに応じ、博物館資料に係る説明又は助言を行うこと。

(情報の提供等)

第九条 博物館は、当該博物館の利用の便宜若しくは利用機会の拡大又は第七条の調査研究の成果の普及を図るため、次に掲げる業務を実施するものとする。

- 一 実施する事業の内容又は博物館資料に関する案内書、パンフレット、目録、図録等を作成するとともに、これらを閲覧に供し、頒布すること。
 - 二 博物館資料に関する解説書、年報、調査研究の報告書等を作成するとともに、これらを閲覧に供し、頒布すること。
- 2 前項の業務を実施するに当たっては、インターネット等を積極的に活用するよう努めるものとする。

(利用者に対応したサービスの提供)

第十条 博物館は、事業を実施するに当たっては、高齢者、障害者、乳幼児の保護者、外国人その他特に配慮を必要とする者が当該事業を円滑に利用できるよう、介助を行う者の配置による支援、館内におけるベビーカーの貸与、外国語による解説資料等の作成及び頒布その他のサービスの提供に努めるものとする。

- 2 博物館は、当該博物館の特性を踏まえつつ、当該博物館の実施する事業及び関連する学術研究等に対する青少年の関心と理解を深めるため、青少年向けの解説資料等の作成及び頒布その他のサービスの提供に努めるものとする。

(学校、家庭及び地域社会との連携等)

第十一条 博物館は、事業を実施するに当たっては、学校、当該博物館と異なる種類の博物館資料を所蔵する博物館等の他の博物館、公民館、図書館等の社会教育施設その他これらに類する施設、社会教育関係団体、関係行政機関、社会教育に関する事業を行う法人、民間事業者等との緊密な連携、協力を努めるものとする。

2 博物館は、その実施する事業において、利用者及び地域住民等の学習の成果に基づく知識及び技能を生かすことができるよう、これらの者に対し、展示資料の解説、講演会等に係る企画又は実施業務の補助、博物館資料の調査又は整理その他の活動の機会の提供に努めるものとする。

(開館日等)

第十二条 博物館は、開館日及び開館時間の設定に当たっては、利用者の要望、地域の実情、博物館資料の特性、展示の更新に係る所要日数等を勘案し、日曜日その他の一般の休日における開館、夜間における開館その他の方法により、利用者の利用の便宜を図るよう努めるものとする。

(職員)

第十三条 博物館に、館長を置くとともに、基本的運営方針に基づき適切に事業を実施するために必要な数の学芸員を置くものとする。

2 博物館に、前項に規定する職員のほか、事務及び技能的業務に従事する職員を置くものとする。

3 博物館は、基本的運営方針に基づきその事業を効率的かつ効果的に実施するため、博物館資料の収集、保管又は展示に係る業務、調査研究に係る業務、学習機会の提供に係る業務その他の業務を担当する各職員の専門的な能力が適切に培われ又は専門的な能力を有する職員が適切に各業務を担当する者として配置されるよう、各業務の分担の在り方、専任の職員の配置の在り方、効果的な複数の業務の兼務の在り方等について適宜、適切な見直しを行い、その運営体制の整備に努めるものとする。

(職員の研修)

第十四条 都道府県の教育委員会は、当該都道府県内の博物館の館長、学芸員その他職員の能力及び資質の向上を図るために、研修の機会の充実に努めるものとする。

2 博物館は、その職員を、前項の規定に基づき都道府県教育委員会が主催する研修その他必要な研修に参加させるよう努めるものとする。

(施設及び設備)

第十五条 博物館は、次の各号に掲げる施設及び設備その他の当該博物館の目的を達成するために必要な施設及び設備を備えるよう努めるものとする。

- 一 耐火、耐震、防虫害、防水、防塵、防音、温度及び湿度の調節、日光の遮断又は調節、通風の調節並びに汚損、破壊及び盗難の防止その他のその所蔵する博物館資料を適切に保管するために必要な施設及び設備
- 二 青少年向けの音声による解説を行うことができる機器、傾斜路、点字及び外国語による表示、授乳施設その他の青少年、高齢者、障害者、乳幼児の保護者、外国人等の円滑な利用に資するために必要な施設及び設備
- 三 休憩施設その他の利用者が快適に観覧できるよう、利用環境を整備するために必要な施設及び設備

(危機管理等)

第十六条 博物館は、事故、災害その他非常の事態（動物の伝染性疾病の発生を含む。）による被害を防止するため、当該博物館の特性を考慮しつつ、想定される事態に係る危機管理に関する手引書の作成、関係機関と連携した危機管理に関する訓練の定期的な実施その他の十分な措置を講じるものとする。

- 2 博物館は、利用者の安全の確保のため、防災上及び衛生上必要な設備を備えるとともに、事故や災害等が発生した場合等には、必要に応じて、入場制限、立入禁止等の措置をとるものとする。



■資料5 地方独立行政法人について

ア 制度概要

国の独立行政法人制度に倣って平成15年に制定された地方独立行政法人法に基づき、「住民の生活、地域社会及び地域経済の安定等の公共上の見地からその地域において確実に実施されることが必要な事務及び事業であって、地方公共団体が自ら主体となって直接に実施する必要のないもののうち、民間の主体にゆだねた場合には必ずしも実施されないおそれがあるもの」を「効率的かつ効果的に行わせることを目的として」地方自治体が設立するのが地方独立行政法人(以下「地方独法」という。)である。

地方独法が実施できる業務の範囲は法定されており、試験研究機関、大学や高等専門学校、病院等の公営企業、社会福祉事業のほか、政令で定める公共的施設の設置管理も行うことができる。平成25年に当該政令が改正され、「博物館、美術館、植物園、動物園又は水族館」が追加されたことにより、それらの施設を運営するものも設立可能になった。

地方独法を設置する地方自治体は、まず、当該法人に行わせる業務について中期的に達成すべき目標を提示する。そして、当該目標を達成するための期間が経過したときは勿論、各年度においても、その達成状況及び事業実績について、外部有識者から成る評価委員会等に評価され、それに基づいて所要の見直しを行っていく仕組みとなっている。

地方独法の役職員は、原則として公務員ではないが、「その業務の停滞が住民の生活、地域社会若しくは地域経済の安定に直接かつ著しい支障を及ぼす」場合、「又はその業務運営における中立性及び公正性を特に確保する必要がある」場合には、役職員を地方公務員とするもの(特定地方独立行政法人)も設立可能である。

イ 全国の状況

地方独法は、全国的には多数設立されているが、その多くは、公立大学や公立病院を運営するものであり、試験研究機関を運営するものも幾つかある。本県でも、鳥取環境大学と鳥取県産業技術センターが地方独法によって運営されている。

しかし、現在では国立の博物館、美術館等は全て独立行政法人が運営しているにもかかわらず、博物館等を運営する地方独法は、今のところ皆無である。ただ、博物館等を地方独法に運営させることを検討している自治体は幾つかあり、大阪府と大阪市は、府立施設3館と市立施設6館を一体的に管理運営する地方独法を共同で設立すべく準備を進めている。

ウ 期待される効果

平成22年に文化庁は、外部有識者による検討会を設置し、独立行政法人に運営されている国立の博物館、美術館等について、現状と課題を整理し、今後の在り方を検討している。その取りまとめ結果によれば、当該国立施設においては、独立行政法人制度の導入により次のような改善効果があったとされている。同様の効果は、県博を地方独法が運営する場合にも期待することができよう。

- ・経営者の裁量と責任による自立的運営の中で、基本的な業務運営に必要な経費として支弁される運営交付金(*)の柔軟な執行が可能になった。
 - *国からの交付金だが、当館を地方独法に運営させる場合には、それに相当するものが県から交付されることになると思われる。
- ・第三者からの評価が入るようになった結果、経営の視点が明確になり、利用者目線の取組や利用者サービスの向上、組織の活性化など多くの改善に繋がった。
- ・国内外の博物館、美術館等に対するナショナルセンターとしての意識(*)が向上した。
 - *県博の場合は「県内外の博物館、美術館等に対する本県の中核施設としての意識」とでも言うことになろう。
- ・財務諸表を通じて財政状況が公開され、説明責任が法的に位置付けられた。

- ・法人として中期計画を作成するようになり、法人が進むべき明確な方向性を全職員が共有するようになった。
- ・業務の効率化、経費削減等に一定の効果があった(*)。
 - * 自立的・機動的な運営による予算の弾力的運用、外部資金の導入促進、組織・人事面における柔軟対応等の成果であろう。

エ 予想される問題点

【独立行政法人と共通の問題点】

上記検討会の取りまとめ結果では、どちらかと言えば定型的な業務を効率的・効果的に行わせること等に主眼を置いた独立行政法人制度を一律に適用したことにより、次のような問題が生じ、各法人は厳しい運営を強いられていると指摘している。同様の事態は、当館を地方独法に運営させる場合にも、想定され得るものである。

- ・中期目標の期間が終了する度に、業務継続の必要性自体を問われ、サービスの在り方や水準の向上について、十分かつ適切に評価されない。
- ・事業の短期的な効率化に追われ、我が国の文化の継承と発展という長期的な視点が疎かにされている。
 - ←毎年度の画一的な一律経費削減により、資料の収集保管、展示企画、調査研究、専門人材の確保・育成等の長期継続的な遂行が困難化している。
- ・評価の事務量が膨大で、評価する側、される側に「評価疲れ」が生じている。また、数値評価が主体で、企画の内容・意義については評価基準がないため、一律横並びの評価となっている。
 - 高水準のサービスを提供しても評価されない。評価結果が業務改善に活かされない。
- ・行き過ぎた効率化により、各施設の使命達成自体が危うくなっている。
 - ←事業や運営の比重が、施設の使命に基づいたものから、評価を得やすい効率的で収益増に直結するものへと移りつつある。

【地方独法に固有の問題点】

県博(常勤職員26名)を運営する地方独法の組織規模は、普通に考えれば、国立の博物館、美術館等を運営する独立行政法人の中で最小の国立美術館と比べても、かなり小さなものになると思われる(表1参照)。この点について明確な基準はなく、先に地方独法化された鳥取県産業技術センターの常勤職員は、現在も50名に止まっている。それが最小限という訳ではないが、同センターに比べ採算性が低い県博のような施設では、より以上にスケールメリットを働かせる余地(組織規模)が必要だと考えられる。

従って、少なくとも鳥取県産業技術センター程度の組織規模は必要であり、それ以下では、経営者の裁量の余地も小さく、体制移行に伴う効率化効果が限られるので、独立したメリットが発揮されないおそれが大きいと考えておくべきであろう。法人に付与される予算や権限が広がらず、弾力的・機動的な対応など殆ど行えないまま、独立して県との関係が以前より硬直化しただけで終わるかもしれない。当該移行による経費節減が、設立時における初期投資(*1)や設立後の運営経費増(*2)に比べ、少な過ぎるというような事態もあり得る。

- *1 設立準備等に要する経費。鳥取県産業技術センターの場合、表2のとおりである。
- *2 財務会計、人事・給与や労務管理、評価や監査、法務対応等を独立して行うため、経常経費も増加すると思われる。

〈表1〉 (地方)独法の運営する他施設と県博の比較

	国立美術館 (5館)	鳥取県立博物館	鳥取県産業技術センター
常勤職員数	103人	26人	50人
年間支出額(A)	4,144,000千円 〔H24年度経常費用 人件費除く〕	316,920千円 〔H25年度決算額 常勤職員人件費除く〕	534,069千円 〔H24年度決算額 人件費除く〕
自己収入額(B)	1,201,000千円 (H24年度経常費用)	13,062千円 (H25年度決算額)	81,267千円 (H24年度決算額)
採算性(B/A)	29.0%	4.1%	15.2%

〈表2〉 鳥取県産業技術センターの地方独法化準備経費

項目	費用 [千円]	内容
1 独法会計電算処理システム整備	21,945	地方独法の会計基準に基づく財務会計等の電算処理システムの開発・整備委託
2 財務会計等移行に係る指導業務	1,500	企業会計(独立会計基準)移行に伴う財務会計処理フロー整備等の指導業務委託
3 不動産鑑定評価	2,766	センターの土地、建物の鑑定評価委託
4 建物表示登記	674	地方独法への出資財産となる建物の表示登記委託
5 労働安全衛生管理に係る調査指導	1,898	民間事業所と同様に法人自らの責任で労働安全衛生環境を整備するため、専門機関(労働安全衛生コンサルタント)に診断・指導を委託
6 看板書換	1,033	表札・看板の書換委託
7 不要備品の処分	1,542	使用不可若しくは使用見込みのない老朽備品、薬品の処分委託
合計	31,358	

■資料6 指定管理者制度について

ア 制度概要

「公の施設」の管理運営を指定管理者に包括的に行わせる仕組みは、「官から民へ」の行政改革の一環として、平成15年の地方自治法改正により導入された制度である。それ以前にも、公の施設の管理を包括的に外部に委託することは広く行われていたが、受託できるのが公共的団体(大抵は地方自治体の外郭団体)に限られ、委託できる業務の範囲にも限界があって、効率的な運営がなされない状況も見られた。この状況を、民間参入を促進することで改善しようとしたのである。

従って本制度では、公募による選定手続きを経て、議会の承認を得た上で、民間企業等も指定管理者となることができるが、運営可能な団体が限られ、公募によることが適当でない施設については、特定の外郭団体等を指名して指定管理者とする余地も残されている。ただ、いずれの場合でも、契約により指定管理期間は数年間に限定され、それが満了する都度、改めて前述の選定手続きを一から行うこととなり、非公募の場合も、そうすることの是非も含め、契約更新の可否が改めてチェックされる。

指定管理者は、従来の管理受託者は行えなかった利用許可の事務も含め、施設の管理運営に関する事務を包括的に行え、利用料金についても、条例の枠内で指定管理者が定めて、自らの収入とすることもできる。

イ 全部委託と一部委託

全国の地方自治体設置の博物館等の中には、本制度を導入しているものも少なくないが、その際、指定管理者に行わせる管理業務の範囲は、次のとおり施設によって異なる。

- ・都道府県立施設には、指定管理者に行わせる業務を施設の維持管理や来館者の案内、観覧料の徴収など(県博では総務課が所管する業務)に限定し、博物館の基本業務(資料の収集保管、展示、調査研究、教育普及など、県博では学芸課及び美術振興課が所管する業務)は、地方自治体の機関で直接実施している所が多い。
- ・一方、鳥取市歴史博物館や米子市美術館、長崎歴史文化博物館などのように、基本業務を含め、施設の管理運営に関する業務全般を指定管理者(市の外郭団体や民間の展示企画会社)に行わせている所もある。

ウ 期待される効果

一般的には、指定管理者が運営することにより、次のような効果が期待される。

- ・民間らしい顧客本位の発想やノウハウにより、事業企画や開館時間、来館者サービス等の面で、利用者のニーズに即応した柔軟できめ細かな対応がなされることにより、利用者の利便性向上、施設の利用促進が図られる。
- ・民間のコストや効率に関する厳しい考え方を導入することにより、柔軟かつ機動的な対応や効果的・効率的な運営体制の整備が可能となり、経費を削減して地方自治体の負担を軽減することができる。

エ 予想される問題点

一般的には、指定管理者に運営させると、次のような問題が生じることがあるとされる。

- ・効率性や採算性よりも公共性や公益性の方を重視すべき施設等では、指定管理者が民間の良さを十分発揮できないことが多い。
- ・自治体負担の軽減を図るため、合理化・効率化による管理経費の削減を重視する余り、必要経費が極度に圧縮される。
- ・契約上の指定管理期間は数年間に止まり、その満了後も継続して指定を受けられる保証がないため、経費削減への圧力もあり、次のような問題が生じる。

- 管理業務に従事する指定管理者の職員の身分(雇用)が不安定で、専門的な知識経験を有する者を長期間継続して確保することが困難。
- 即効性がない取組は軽視され、長期的な視点を持って計画的・段階的に進めていくべき各種事業や人材育成、基礎投資等が疎かになりがち。



■資料7 県立博物館の劣化状況調査の結果について

県立博物館の劣化状況調査の結果について

築後40年以上が経過し建物の老朽化が進んでいる県立博物館について、今年度、その劣化状況を調査した結果は、次のとおりです。

- 1 調査期間 平成26年7月29日から平成27年3月20日まで
- 2 調査方法 (株)日建設計に調査業務を委託
- 3 調査内容
 - ・建物(建築・設備)の劣化状況の把握と劣化改修工事費(概算額)の算出
 - ・建物の耐震診断と耐震補強工事費(概算額)の算出

4 調査結果概要

(1) 建物の劣化状況(今後数年以内に改修する必要があるもの)

劣化状況	主な該当項目	改修工事費(億円)
劣化が顕著で、必要な安全性や機能性を満足できない状態	・消火設備(更新等が必要)	1
劣化が部材全体に見られ、又は適切な改修・更新時期を超過している状態	・屋上・外装(屋上防水層一部欠損、外壁から雨水浸透し一部鉄筋到達) ・受変電、非常発電、空調監視・制御等の設備(耐用年数超過、部品調達困難)	6
部分的に劣化現象が現れている状態	・給排水設備(配管の腐食、詰まり) ・内装(床や壁の汚れ、亀裂等)	6
合 計		12

(注)工事に伴う資料等移転経費、新施設整備に伴う現施設改修費等は含まない。なお、改修工事費の「合計」欄の数値は、端数処理の結果、それより上の欄の数値の合計と一致しない。

(2) 建物の耐震安全性

建 物 区 分		I s 値(構造耐震指標*)
展示室棟	3F 収蔵庫 2F 特別展示室 1F 常設展示室、事務室、応接室 地下 機械室、研究室、史料書庫	0.30 ~ 0.87
講堂棟	1F レストラン 2F 講堂	0.42 ~ 0.75
学芸棟	1F 学芸員室、史料閲覧室	1.54 ~ 1.92

- ・I s 値が0.6を下回っている箇所が多いので、地震等による倒壊等の危険性はあるが、コンクリート強度など建物の構造耐力上の経年劣化は認められず、I s 値が0.3を下回る箇所も無いことから、倒壊の危険性が高いという状態ではない。

<p>*建築物の耐震改修の促進に関する法律及び国土交通省告示第184号に基づく建築物の耐震性能を表す指標で、各建築物はその数値に応じ、次のように判定される。</p> <p>0.6以上→地震の震動及び衝撃に対して倒壊又は崩壊の危険性が低い。 (地震に対して安全な構造であると判断できる。)</p> <p>0.3以上0.6未満→地震の震動及び衝撃に対して倒壊又は崩壊の危険性がある。 (県内の建築物では、鳥取西高特別教室棟(0.35 来年度解体予定)、改修前の鳥取東高管理教室棟(0.40) 改修前の県庁議会棟(0.33)等が該当)</p> <p>0.3未満→地震の震動及び衝撃に対して倒壊又は崩壊の危険性が高い。 (県内の建築物では、改修前の県庁本庁舎(0.25)、鳥取市役所(0.20)、改修前の米子市公会堂(0.15)、境港市民会館(0.10 使用中)等が該当)</p>
--

- ・耐震補強工事費は、14億円程度(RC壁の増設と鉄骨水平ブレースの新設による補強を、老朽化改修工事等と別個に施工する場合)

5 今後の対応

博物館の施設整備の方向性が決まり次第、そのための工事との調整を図り、出来るだけ速やかに、かつ、無駄が生じないようなスケジュールと方法で改修や補強を実施する。

■資料8 鳥取県立博物館 収蔵資料等の状況

【収蔵庫・倉庫の状況】

【面積単位：㎡】

部門	保管場所					左の場所 の全ての 資料数 (B)	左の内訳				正規保管 庫内の詰 め込み状 態(C)	収蔵室1 ㎡当たり の適正資 料数 (D=B/A/ C)	超過資料を 保管するた めの収蔵 庫必要面 積 (E=B/D-A or E=B/D ※)	正規保 管庫内 の詰め 込み状 態・分野 計 (F=(A+E)/A)	
	階	名称	面積(A)	空調	換気		登録	未登録	寄託	借用等					
自然	地学	地下	資料保管庫(B1F)	54.3	△	○	10,523	5,023	5,500	0	0	600%	32.3	271.5	210%
		緑風	緑風倉庫	489.0	×	×	5,000	0	5,000	0	0		32.3	154.8	
		小計		543.3			15,523	5,023	10,500	0	0			426.3	
	動物	地下	資料保管庫(B1F)	43.4	△	○	22,629	11,629	11,000	0	0	300%	59.9	251.8	
		3階	資料保管庫(3F)	82.6	△	○									
		地下	元燻蒸室(昆虫収蔵庫)	15.0	×	×	20,000	10,000	10,000	0	0	200%	666.7	15.0	
		小計		141.0			42,629	21,629	21,000	0	0			266.8	
	植物	地下	資料保管庫(B1F)	10.9	△	○	111,390	45,375	66,015	0	0	300%	563.4	131.8	
		3階	資料保管庫(3F)	55.0	△	○									
		地下	シャッター倉庫	14.0	×	×	2,000	2,000	0	0	0		563.4	3.5	
		小計		79.9			113,390	47,375	66,015	0	0			135.3	
	計			764.2			171,542	74,027	97,515	0	0			828.4	
	計(緑風倉庫、シャッター倉庫を除く)			261.2											
	人文	歴史 近現代	地下	史料書庫	396.8	△	○	58,956	49,288	25	9,600	43	150%	99.1	
地下			史料書庫	99.2	△	○	3,823	3,823	0	0	0	150%	25.7	49.6	
小計			496.0			62,779	53,111	25	9,600	43			247.7		
民俗		地下	展示機材倉庫	97.0	△	○	3,000	3,000	0	0	0	200%	15.5	96.5	
		地下	資料保管庫(B1F)	43.4	△	○	282	250	0	0	32	200%	3.2	44.7	
		地下	シャッター倉庫	28.0	×	×	100	100	0	0	0		3.2	31.3	
		小計		168.4			3,382	3,350	0	0	32			172.5	
考古		地下	資料保管庫(B1F)	65.0	△	○	8,001	7,864	0	0	137	250%	32.2	149.1	
		3階	資料保管庫(3F)	34.4	△	○									
		小計		99.4			8,001	7,864	0	0	137			149.1	
計			763.8			74,162	64,325	25	9,600	212			569.3		
計(シャッター倉庫を除く)			735.8												
美術	美術	3階	美術収蔵庫	258.0	△	○	8,379	6,462	0	1,701	216	400%	8.1	776.4	
		3階	美術倉庫	60.0	△	×									
		2階	資料保管庫(2F)	22.0	△	×	931	931	0	0	0	200%	2.4	195.9	
		1階	階段下倉庫	110.0	×	○	15	15	0	0	0	200%	0.1	80.0	
		地下	倉庫	70.0	×	○									
	計		520.0			9,325	7,408	0	1,701	216			1,052.3		
合計			2,048.0			255,029	145,760	97,540	11,301	428			2,450.0		
合計(緑風倉庫、シャッター倉庫を除く)			1,517.0										220%		

※：緑風・シャッター倉庫

■資料9 最近開館した博物館・美術館の概要

最近開館した博物館・美術館の概要

1 自然分野(歴史・民俗分野を併設しているものを含む)

No	施設名	開館年	所在地	アクセス	敷地面積 [㎡]	延床面積 [㎡]	建築工事 費(※) [百万円 /税抜]	備考
1	千葉県立中央博物館	H1	千葉市中央区青葉町955-2	JR千葉駅からバス約15分	13,178	15,254	9,338	・歴史分野を併設。 ・「青葉の森公園」内に設置し、延床面積は「本館」部分。
2	島根県立三瓶自然館サヒメル	H3	島根県大田市三瓶町多根1121-8	JR大田市駅からバス約30分	14,822	8,513	7,790	・H1開館の三瓶自然館を中心にして拡充しH14に再オープン。
3	ミュージアムパーク茨城県自然博物館	H6	茨城県坂東市大崎700	愛宕駅からバス約15分	158,000	11,995	7,864	・敷地は野外施設等含む。
4	神奈川県立生命の星・地球博物館	H7	神奈川県小田原市入生田499	箱根登山鉄道入生田駅から徒歩約3分	22,460	19,020	10,804	・地球規模の展示。
5	滋賀県立琵琶湖博物館	H8	滋賀県草津市下物町1091	JR琵琶湖草津駅からバス約25分	42,434	23,987	—	
6	群馬県立自然史博物館	H8	群馬県富岡市上黒岩1674-1	上信電鉄七日市駅から徒歩約25分	18,040	12,122	—	
7	沖縄県立博物館・美術館	H19	那覇市おもろまち3丁目1番1号	近隣モノレール駅から徒歩10分	31,287	10,478	—	・博物館は歴史分野を併設。 ・延床面積は博物館部分のみ(共用:5,708㎡、美術館:7,536㎡)。
8	三重県総合博物館	H26	三重県津市一身田上津部田3060	津駅からバス約5分、徒歩約25分	38,892	10,779	4,895	・歴史分野と併設(融合)。 ・敷地内に交流の広場、畑地等がある。

※ 建築工事費は、建物の空調設備を含めた建築工事費であり、次の経費は含まない。以下同じ。
用地費(取得費、造成費等)、建築工事とは別に発注された展示物等の作成・設置費、展示ケース・展示資料等購入費

2 歴史・民俗分野(美術分野を併設しているものを含む)

No	施設名	開館年	所在地	アクセス	敷地面積 [㎡]	延床面積 [㎡]	建築 工事費 [百万円 /税抜]	備考
1	大阪府立弥生文化博物館	H3	大阪府和泉市池上町4-8-27	JR阪和線信太山駅から徒歩約10分	8,277	4,001	1,872	
2	大阪府立近つ飛鳥博物館	H6	大阪府南河内郡河南町大字東山299	近鉄長野線「喜志」駅からバス+バス停から徒歩約8分	11,778	5,925	4,090	
3	香川県立ミュージアム	H11	香川県高松市玉藻町5-5	ことでん片原町駅から徒歩約10分	5,017	4,441	—	・美術分野を併設。 ・他に2つの分館がある。
4	新潟県立歴史博物館	H12	新潟県長岡市関原町1丁目字権現堂2247	JR長岡駅からバスで約40分	50,009	10,841	6,011	・「県立歴史民俗博物館」と「中越社会文化施設」の構想を統合して広大な敷地に整備。
5	大阪歴史博物館	H13	大阪市中央区大手前4丁目1-32	地下鉄谷町四丁目駅から徒歩すぐ	13,000	23,607	—	・「考古資料センター」を統合したため、地下3階、地上13階の広大な施設。
6	山梨県立博物館	H17	山梨県笛吹市御坂町成田1501-1	石和温泉駅からバス約10分	65,000	8,760	—	
7	長崎歴史文化博物館	H17	長崎市立山1丁目1-1	JR長崎駅から路面電車「桜町」電停+徒歩約5分	14,413	13,309	—	
8	鳥根県立古代出雲歴史博物館	H19	出雲市大社町杵築東99番地4	近隣私鉄駅から徒歩10分	57,021	11,854	—	・敷地内に体験広場・水田等がある。
9	兵庫県立考古博物館	H19	兵庫県加古郡播磨町大中1-1-1	近隣JR駅から徒歩15分	8,807	8,367	—	・敷地は県有地でなく、播磨町有地を借り上げ。

3 美術分野

No	施設名	開館年	所在地	アクセス	敷地面積 [㎡]	延床面積 [㎡]	建築 工事費 [百万円 /税抜]	備考
1	横浜美術館	H1	横浜市西区みなとみらい3-4-1	みなとみらい線 みなとみらい駅 から徒歩約3分	19,803	26,829	—	
2	徳島県立近代美術館	H2	徳島市八万町向寺山	JR徳島駅から バス20分	406,000	6,518	—	・他の文化施設と併せ、「文化の森」の中に整備。
3	高知県立美術館	H5	高知市高須353-2	JR高知駅から タクシー約20分	19,575	11,724	6,381	
4	新潟県立近代美術館	H5	長岡市千秋3-278-14	JR長岡駅から 路線バス約20分	33,800	10,723	6,286	
5	秋田県立近代美術館	H6	秋田県横手市赤坂字富ヶ沢62-46	JR横手駅から バス約15分	164,937	11,167	5,178	・広大な「秋田ふるさと村」の敷地内に整備。
6	和歌山県立近代美術館	H6	和歌山市吹上1-4-14	JR和歌山駅から バス10分	23,357	9,358	13,780	
7	東京都現代美術館	H7	東京都江東区三好4-1-1	東京メトロ清澄白川駅から 徒歩9分	23,780	23,185	—	
8	宮崎県立美術館	H7	宮崎市船塚3-210	JR 宮崎神宮駅から 徒歩約20分	34,699	10,333	—	
9	広島県立美術館	H8	広島市中区上幟町2-22	JR広島駅から 徒歩15分	48,525	19,926	14,560	・隣接の縮景園と一体的に整備。
10	愛媛県美術館	H10	松山市堀之内	JR松山駅から 市内電車で約10分	9,501	14,689	7,833	
11	島根県立美術館	H11	松江市袖師町1-5	JR松江駅から 徒歩15分	14,746	12,499	—	
12	岩手県立美術館	H13	盛岡市本宮字松福12-3	JR盛岡駅から 徒歩約15分	21,157	13,000	—	
13	兵庫県立美術館	H14	神戸市中央区脇浜海岸通1-1-1	阪神電車岩屋駅から 徒歩10分	19,000	27,461	19,940	
14	長崎県美術館	H17	長崎市出島2-1	JR長崎駅から 市内電車で約15分	9,914	9,876	8,800	
15	青森県立美術館	H18	青森市安田字近野185	JR新青森駅から バス10分	129,536	15,837	10,433	・普通車約350台、バス30台が収容可能な駐車場を有し、敷地は広大。
16	沖縄県立博物館・美術館	H19	那覇市おもろまち3丁目1番1号	モノレールおもろまち駅から 徒歩10分	31,287	7,536	—	・延床面積は美術館部分のみ(共用:5,708㎡、博物館:10,478㎡)。
17	秋田県立美術館	H25	秋田市中通1-4-2	JR秋田駅から 徒歩約10分	1,977	3,746	1,622	・占有敷地は建物底地のみで、建築面積と同じ。
18	大分県立美術館	H27	大分市寿町2-1	JR大分駅から 徒歩約15分	13,595	16,769	7,245	